

様式第15（第14条関係）

取得財産等管理明細表

「単価」が税抜き50万を超える場合に、本様式への記載が必要となります。

補助事業者名：株式会社とちまる製菓

(単位：円)

区分 財産名	規格	数量	単価 (税抜)	金額 (税抜)	取得 年月日	保管場 所	処分制 限期間 (年)	備考
直売所店舗改装 (宇都宮直売所)	—	一式	2,600,000	2,600,000	R5.1.27	宇都宮直売所	22	

(注)

- 1 対象となる取得財産等は、面積が地域企業展開支援施設に相当する施設に設置されたものであり、5条第1項に定める処分制限額（税抜き50万円）を超えていないものとする。同一施設に設置されたものであれば一括して記載して差し支えない。ただし、異なる種類の財産は別々に記載する。

財産のメーカー名、型番等を記載してください。該当がない場合は「—」で差し支えありません

納品し、検収した日を記載してください。

経済産業省が定める「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」を確認の上、該当する処分制限期間を記載してください。

【参照】(経済産業省ホームページ)

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/org_daijin_kaikei2.html